

平成 30(2018)年度 東京大学教養学部研究生出願要項

1. 出願資格

- 1) 大学を卒業した者及び研究期間開始前日までに卒業見込みの者
- 2) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び研究期間開始前日までに修了見込みの者又はこれに準ずる者
- 3) 大学改革支援・学位授与機構(旧学位授与機構)から学士の学位を授与された者及び研究期間開始前日までに授与される見込みの者
- 4) 本学部において、上記資格と同等以上と認めた者

2. 出願書類等

- 1) 研究生入学願書(本学部所定の用紙)
願書の所定欄にあらかじめ指導を受けようとする教員の承認印を得ること。
- 2) 研究計画書(本学部所定の用紙)
- 3) 卒業証明書又は卒業見込証明書(大学院修了者は、大学院の証明書も提出すること。)
1. 出願資格 3)の者は、学位授与証明書又は学位授与見込証明書
- 4) 成績証明書(大学院修了者は、大学院の証明書も提出すること。)
1. 出願資格 3)の者は、最終学校の成績証明書
- 5) 写真 1 葉(3 ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽のものを願書に貼付すること。)
- 6) 検定料 9,800 円
検定料は、「検定料振込依頼書」に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(郵便局は不可)から振り込むこと。(ATM、インターネット等は利用しないこと。)振り込みの際、検定料受付証明書(C 票)を受け取り、検定料受付証明書(C 票)を入学願書裏面の右上に貼り付けること。振込金受取書(B 票)は領収書なので大切に保管すること。
- 7) 学生証用写真貼付台紙(写真を貼付し、生年月日及び氏名(フリガナ)を記入すること。)
- 8) 返信用封筒 1 通(角型 2 号封筒に宛名を明記し、420 円切手を貼付のこと。)
- 9) 官公庁・会社等在職者は任命権者・勤務先の長の承諾書(本学部所定の用紙)

3. 出願期間

- 1) 平成 30 年 4 月 1 日入学の場合
平成 30 年 1 月 9 日(火)～平成 30 年 1 月 12 日(金)
郵送の場合は、平成 30 年 1 月 12 日(金)までの消印のあるものを受け付ける。
出願書類を郵送する場合は、速達郵便とし、封筒の表に「研究生出願書類」と朱書きすること。
- 2) 平成 30 年 9 月 1 日入学の場合
平成 30 年 5 月 8 日(火)～平成 30 年 5 月 11 日(金)
郵送の場合は、平成 30 年 5 月 11 日(金)までの消印のあるものを受け付ける。
出願書類を郵送する場合は、速達郵便とし、封筒の表に「研究生出願書類」と朱書きすること。
- 3) 窓口受付時間： 午前 9 時 30 分～午後 4 時 50 分

4. 出願場所

〒153-8902 東京都目黒区駒場 3-8-1
東京大学教養学部等事務部教務課後期課程係
TEL 03-5454-6056,6048

5. 選考方法及び選考結果

出願書類に基づいて、指導を受けようとする教員の所属する学科において選考する。ただし、必要に応じ面接あるいは学科試験を行う。その場合は後日、日時・場所等を連絡する。

選考の結果は郵送により、平成 30 年 4 月入学の場合は平成 30 年 3 月初旬、平成 30 年 9 月入学の場合は平成 30 年 7 月中旬に本人に通知する。

6. 研究期間

- 1) 研究生の研究期間は、下記のとおりとする。

4 月入学者・・・(4 月 1 日～8 月 31 日)

9 月入学者・・・(9 月 1 日～3 月 31 日)

ただし、研究上の必要により 5 ヶ月間又は 7 ヶ月間毎の延長を願い出ることが出来、最長で 2 年間の研究期間が認められる。

- 2) 許可された研究期間終了前に退学する場合は、指定の用紙により必ず届出ること。

7. 入学手続

- 1) 入学料 84,600 円

- 2) 授業料 28,900 円【月額】(授業料は研究期間分を一括して納入する。)

上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

- 3) 入学手続時に提出する書類

ア) 学籍票(後日、入学許可通知書と共に送付する。)

イ) 住所届(後日、入学許可通知書と共に送付する。)

ウ) 大学卒業見込みで入学を許可された者は、卒業証明書及び最終の成績証明書

エ) 日本国籍を持たない者は、在留カードの写しまたはこれに準ずるもの(渡日後に提出すること。)

オ) 入学料及び授業料納付証明書(後日、入学許可通知書と共に送付する。)

注意：入学料及び授業料の納付方法は、入学許可通知書に同封する「研究生入学手続きについて」を参照すること。

指定の期日までに、入学料及び授業料を納付し入学手続を完了しない者は、入学許可を取り消す。

8. その他

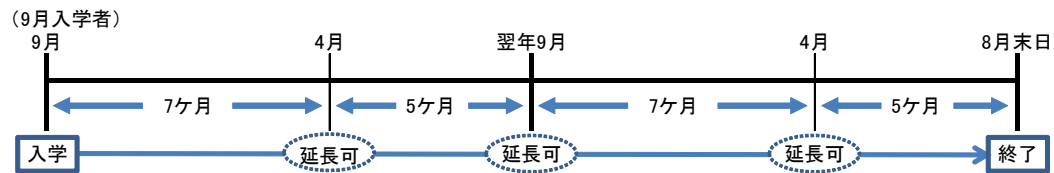
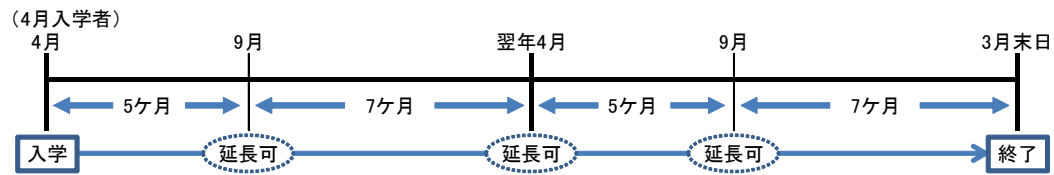
- 1) 出願手続後は、いかなる事情があっても書類変更及び検定料の返還はしない。

- 2) 出願にあたって知り得た氏名、住所及びその他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。

- 3) 研究生証は、入学手続後に交付する。

- 4) 研究生は、原則として学部授業を聴講することはできない。ただし、あらかじめ、指導教員及び授業担当教員の承認を得て学部研究生聴講願を提出した場合は聴講を認めることがある。

【参考】研究期間の延長の例



※ 4月入学者、9月入学者とも、3回の延長及び最長2年間の研究期間が認められる。

平成 29 年 12 月

東 京 大 学 教 養 学 部